２０２０年10月31日
日本金属プレス工業厚生年金基金
清算事務局

清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況

【㉛残余財産（分配金）の供託（東京法務局）審査終了、供託書（謄本）差込み印刷調製を委託中、（「①～㉚」完了済み）】

2020/10.31現在

解散方針決議 2014/8.4

① 記録突合事務

② 業務委託機関事前テスト miniV

③ 業務委託機関事前テスト 最積

④ 中脱整理検証

⑤ 認可申請前突合 miniV

⑥ 認可申請用 未払給付費等算定

⑦ 認可申請用 miniV

⑧ 認可申請用 最積

解散認可申請事務期間

解散認可 '16/9.29

☆ 清算期間経理期初

⑨ 最低責任準備金（概算額）納入済み '16/12.12 miniV

⑩ 返上記録返還

⑪ 認可後突合＃1 '17/4.7

⑫ 認可後突合＃2 '17/9.8

⑬ 認可後突合＃3 '17/10.17

⑭ 返上記録再移管

⑮ 再突合 '18/4.18

⑯ 離婚分割移換金精算 '18/10.31

⑰ 被供託者等源泉徴収

⑱ 未払給付者供託（供託金納付済み） '19/3.12

⑲ 政府負担金確定精算交付請求（収納済み） '19/5.27

⑳ 最低積立基準額データ作成＃① '19/2.5 最積

㉑ 最低積立基準額データ作成＃② '19/5.13 最積

㉒ 最低積立基準額データ作成＃③ '19/5.29 最積

基金清算事務期間

㉓ 財産目録等承認申請用 未払諸経費等算定

㉔ 最低責任準備金及び最低積立基準額確定 '19/6.28

㉕ 清算委員会（財産目録等承認申請案審議） '19/11.21

㉖ 残余財産分配概算額・受給方法申出書送付 '20/2初旬

㉗ 財産目録等承認 実地監査 '20/3.2 申請 '20/3.19 ↓ 承認 '20/4.14

㉘ 残余財産の確定

㉙ 最低責任準備金（精算額）納入済み '20/5.11 miniV

㉚ 残余財産の分配

分配金支払通知 '20/8.21以降順次
↓
①分配金送金 '20/8.25
②中退共交付 '20/8.31
③DB交付 '20/8.31
④DC移換 '20/8.31
⑤連合会移換 '20/9.30

㉛ 残余財産の供託

供託申請①② ①'20/9-4 ②'20/9-29
↓
審査終了 '20/10-30
↓
供託書（謄本）差込み印刷調製委託 '20/11末頃納品
↓
供託書（謄本）送付 '20/12初旬～順次

㉜ 分配金支払調書報告 '21/1末

☆ 清算期間経理期末 '20/10末

㉝ 決算報告書承認 承認申請 '20/11頃 ↓ 承認 '21/1末頃

㉞ 行政当局へ文書引継 '21/2末頃

清算結了（官報公告） '21/2末頃

解散方針決議・一時金休止通知 '14/8.5

解散認可の申請・最終支払通知 事業主 '16/8.18 加入員等 '16/8.29

解散認可の通知 事業主 '16/10.18 加入員等 '16/10.27

未支給年金最終支払 '18-11.16

清算業務延伸通知 事業主 '19-1.8 加入員等 '19-1.16

返上記録データ

最低責任準備金データ(miniV)

最低積立基準額データ(最積)

【2020年10月31日現在における進捗状況】

第４回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請案の予備審査を終え、３月２日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請し、財産目録等は４月14日付で承認を受けたところです。（当局から同年4月15日入電「承認」確認→同20日付で、当該承認書及び最低責任準備金相当額確定通知《原本》収受）

① 5月1日付で厚生労働省年金局事業管理課長から、最低責任準備金（精算分）の納入告知書を収受し、5月11日付で納入済み（納入告知は4月30日、納期限は5月19日）。これに伴い、残余財産確定。

② 当局の財産目録等の承認を受け、事業所毎の希望の方法（一時金分配、ＤＢ又は中退共への交付、ＤＣへの移換）による残余財産の分配手続きの内、その最終段階の交付手続きを終え、8月31日付で中退共に交付済みです。（提出期限：6月26日〆切、７月７日までに全8社から提出を受け、７月８日付で中退共へ進達済み。）

③ 中退共の他、ＤＢ交付先及びＤＣ移換先の各々の送金口座の届出を受理し（回答期限：6月26日〆切、ＤＢは全3社完結、ＤＣは全8社完結）、これに伴い、8月31日付でＤＢに交付、ＤＣに移換済みです。

④ ２月初旬（２月１日～２月８日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送・受付・収録代行業務･コールセンター業務）を専門業者に委託した後、その業者から申出書に関する「収録データ」を引き継ぎ、不備等の検証及び補正を終え（第１回）、６月１日付で支払業務委託先の三井住友信託銀行（ＳＭＴＢ）に、一時金分配データチェックを依頼のうえ、６月18日付でエラー補正を終え、７月１日付で住所変更者の最終の一括更新（第２回）を行い、７月13日付で当該データ（２８，２６０人）をＳＭＴＢに本指図したので、一時金による分配対象者への送金日は8月25日の予定です。なお、「支払通知書」 を8月20日夕刻に吹田千里郵便局（本局）へ持込んだので、早ければ翌日以降に「通知書」が順次届いております。

⑤ 7月2日付で、一時金分配対象者の内、企業年金連合会への移換対象者については、移換データを仮申出によって、企業年金連合会で移換データのチェックを終え、７月29日付で本申出したので、9月30日付で移換予定です。なお、３月５日付で当該申出書の未提出者に対する「残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨済みです。

⑥ 分配金の未支給給付権者（❶本人又は相続人の所在不明者、❷受取拒否者、❸送金、交付又は移換不能者、他）に対する供託（分配手続きを法務局への引継ぎ）については、第１回分を9月4日付で、第2回分を9月29日付で各々申請し、10月30日付で東京法務局の審査を終え、「供託書（謄本）」について、差込み印刷調製を委託中で、早ければ2021年12月初旬に「供託書（謄本）」を、その対象者に順次送付する見込みです。